

修正申告をしても 更正の請求ができる原理

国 税庁のホームページに、「更正の請求の改正のあらまし」という解説が掲示されており、そこに、修正申告書を提出した場合でも、更正の請求ができる期間内であれば更正の請求ができる旨のことが記されています。

原 理的には、制限期間内であれば、納税者は何度も更正の請求ができ、税務署長も何度も更正処分をすることができます。更正の請求に係る改正は、こういう原理の改正ではありませんが、この原理的意味の再確認をしているようなところがあります。

修 正申告をすると争えない、と言われることがありました。所得税や法人税の事案で、買換え等をめぐり修正申

告が義務付けられていて、これを故意に過怠すると「5年以下の懲役若しくは5百万円以下の罰金」に処されることになります。もし、税務係争中だったら、修正申告書を提出すると、係争の対象の申告や処分が修正申告に吸収され消滅し、「訴えの利益」がないとして、原告適格を喪失し、争う資格を失います。

こ ういう不条理な悲劇の経験則として、争うなら修正申告してはいけない、と言われるようになり、さらに、修正申告をすることは自らその税額を確定する行為だから争えないのだ、という誤解まで生んでいました。

し かし、当初申告をして、さらに修正申告をして、

その後、減額更正の請求をして、税務署長により減額更正処分が拒否されたら、当然に争えます。訴訟中の修正申告でも、直ちに更正の請求を出せる期間的余裕があれば、振り出しには戻りますが、争いを続けることはできます。場合によっては、裁判所の指揮の下での審理の併合や訴えの変更が可能かもしれません。

争えないと一般に言われていた理由は、更正の請求に短期の期間制限があり、期間が経過していることが多かったからです。

文 頭の更正の請求に係る改正は、期間制限の延長でした。税務署長の更正処分の期間制限と納税者の更正の請求の期間制限に大幅な相違があったところでしたが、等しく原則5年とされました。その結果、先の不条理な悲劇の原因は大方のところで解消されたと言えます。

5日立夏、
21日小満。
5月には、個人の道府県民税・市町村民税の特別徴収税額の通知があります。
特別徴収は6月からです。
の辺 憲吉

風薫る5月。緑の香りが漂うような風が、青葉の梢を渡ってきます。
漢語の「薰風」という言葉は与謝蕪村が使い、それ以降、多くの俳人が好んで使うようになりました。
「風殊に薰るか君が新居



新しいことをやれば、必ずしくじる。腹が立つ。
だから、寝る時間、食う時間を削つて、
何度も何度もやる。

(本田宗一郎)

5月の税務メモ

(国 税)

- 4月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く)
- 特別農業所得者の承認申請
- 3月決算法人の確定申告
- 9月決算法人の中間(予定)申告
- 所得税確定申告の延納申請分の納付

(地方税)

- | | |
|-----|-------------------|
| 10日 | ○4月分個人住民税特別徴収分の納付 |
| 15日 | ○3月決算法人の確定申告 |
| 31日 | ○9月決算法人の中間(予定)申告 |
| “ | ○鉱区税の納付 |
| “ | ○自動車税の納付 |

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。